

京都帝國大學法學科大學

經濟論叢

第三卷 第六號

大正五年十二月一日發行

論說

戰時ノ我輸出品ノ粗製濫造(一)

戸田 海市

最小活資ノ免稅ヲ論ズ(三、完)

神戸 正雄

參觀交代制度ノ經濟觀(二)

本庄 榮治郎

『座』ノ研究(三)

三浦 周行

代表紙幣ト獨立紙幣(三、完)

作田 莊一

雜錄

公營造物ニ關スル美濃部(織田松本三博士ノ所論ヲ讀ミテ東京市電車舊乘車券問題ニ及ブ)(三、完)

福田 德三

戰後ノ經濟戰ニ對スル準備

神戸 正雄

簡易保險更張ノ一方面

財部 靜治

歐洲ニ於ケル工場監督機關ニ就テ(二)

山本 美越乃

人口ト勞銀ノ趨勢

高田 保馬

經濟雜話(六)

田島 錦治

經濟漫錄(三)

瀧本 誠一

金井法學博士在職二十五年祝宴記事

田島 錦治

社會政策學會第十回大會記事

河上 正雄

京都法學會大會記事

河上 正雄

參觀交代制度ノ經濟觀(一)

本庄 榮治 郎

第一、緒論(參觀交代制度ノ意義) 第二、參觀交代制度ノ沿革 一、制度ノ確立 二、制度ノ内容 三、附隨要項(以上本號掲載、以下嗣出) 四、制度ノ變革 五、制度ノ弛廢 第三、參觀交代制度ノ經濟上ノ影響、(細目後掲)

第一 緒論 (參觀交代制度ノ意義)

參觀交代トハ江戸時代ニ於テ諸大名ガ一定ノ時期ヲ限リテ交互ニ江戸ニ候シ、若クハ本國ニ就キシ制度ヲ云フモノニシテ、諸侯ノ江戸ニ候スルヲ參觀トシ、本國ニ就クヲ交代トス。蓋諸侯ノ本國ニ就クハ他ノ大名ノ參觀ト交替シテ行ハルルヲ以テ也。

參觀交代ノ制度ノ確立シタルハ三代將軍家光ノ時ニ在リト雖、ソノ萌芽ハ既ニ早ク家康ノトキニ存ス^(後出)。而テ此政策ハ諸侯ヲシテ各ソノ領邑ニ據リテ武威ヲ張リ、遂ニ幕府ノ解體ヲ生スルニ至ルガ如キコトヲ避ケ、諸侯ヲ駕馭操縱シ之ヲ統御シ以テ幕府ノ威力ヲシテ幾百里外ノ諸侯ニモ洽カラシメ、權力ヲ地方ニ分割セスシテ之ヲ中央ニ集中センカ爲メニ行ヘルモノニシテ、又ヨクソノ目的ヲ達セシモノ也。サレバ參觀交代制度ノ根本ノ目的ハ權力ノ集中ニ在リ、カノ諸侯ヲシテ江戸往復ノ爲メニ奔命ニ疲レシメ、ソノ家財ヲ蕩盡減少セシメテソノ勢力ヲ殺ギ又或ハ諸侯ノ江戸在府中、安逸ニ流レシメテ、ゾノ雄志ヲ消耗セシムルガ如キハ直接ノ目的ト云ハンヨリハ寧

1) 井原儀、徳川時代通史 248、246頁

ロ之レニ隨伴セル當然ノ結果ナリト見ルベシ。三上博士ガ參觀交代ニ伴フ諸侯ノ疲弊ヲ以テ恐ラクハ幕府ノ豫期セサリシ利益ナルヘシトイハレタルハ、²⁾即チコノ意ニ外ナラサルヘク、幕府カ屢參觀ノ爲メニ要スル費用ヲ節シ、從者ノ數ヲ減スヘキコトヲ令セルニヨリテモ^(後出)亦ソノ一面ヲ窺フニ足ル也。

思フニ徳川時代ニ於ケル特殊ノ封建制度ト二百五十年ノ泰平トハ、幕府ノ行ヘル種々ノ政策ニヨリテ生シタル所ニ外ナラスト雖、而モンノ參觀交代ノ制度ニ負フ所頗ル大ナルモノアリ。³⁾即チ參觀交代ノ制度ハ江戸幕府施政中ノ最モ重要ナルモノノ一ニ屬シ此制度ト幕府トハ相終始シテ離ル可ラサル關係ヲ有シ、二百餘年ノ長キニ亘リテ勵行セラレタル結果トシテ種々ナル方面ニ少カラサル影響ヲ與ヘタリ。之ヲ經濟上社會上ヨリ觀察センカ、或ハ江戸ノ繁華ヲ助ケ之レカ膨脹ヲ致シ、或ハ諸侯ノ疲弊ヲ生シ、ソノ反面ニ於テ商工業ノ發達トナリ、又五街道往還ノ爲メ交通ノ進歩ヲ來シ、貨幣經濟ノ普及、國民經濟ノ成立ニ資スル所少カラサリシカ如キ蓋ソノ一斑ノミ。之ヲ要スルニ參觀交代ノ制度ハ徳川時代ノ特質ヲ理會スル上ニ於テ逸ス可ラサル出來事タリ。即チ先ツ參觀交代制度ノ顛末ヲ明カニシ、然ル後各方面特ニ經濟上ニ於ル影響ヲ概説セント欲ス。

第二 參觀交代制度ノ沿革

一、參觀交代制度ノ確立

慶長八年家康ノ將軍職ニ拜スル以前、既ニ加賀ノ前田利長ノ江戸ニ入り、八年四月池田輝政江

2) 三上博士、江戸幕府ノ重要ナル政策(江戸時代史論所掲)、41頁
 3) 三上博士、³⁵頁
 三浦菊太郎、日本法制史(帝國百科全書)260頁
 4) 三上博士、³⁶頁
 徳川十五代史一、9頁

戸ニ於テ世子秀忠ニ謁セシカ如キハ、即チ外様大諸侯ノ江戸ニ上レル始メトスヘク、參觀交代制度ノ先驅ヲナスモノト考フルコトヲ得ヘキ也。勿論利長ノ江戸入府ハソノ母芳春院カ人質トシテ江戸ニ在リシヲ(後)見舞ハンガタメナリシニモヨルヘシト雖、ソノ江戸ニ至ルヤ秀忠之ヲ板橋ニ迎ヘ、既ニシテ登營スルニ及ンテ秀忠上檀ニ座シ、利長ヲシテ中段ニ拜禮セシメ、之ヲ饗スル尤盛美ヲ極メタリトイヒ、又輝政ノ秀忠ヲ拜セシコトモ其(二)子藤松ニ備前國ヲ賜ヒシ恩ヲ謝センカタメニ外ナラスト雖、秀忠之ヲ待ツコト頗ル厚ク、辭スルニ及ンテ物ヲ賜ヒ侍臣ヲシテ箱根關マテ送ラシメシカ如キ、何レモ諸侯ニ恩威ヲ加ヘ、之ヲ籠絡操縱セントスル旨意ヲ見ルヘク、後代ニ確定セル參觀交代ノ制度ハ既ニ早クコノトキニソノ精神ト形骸トヲアラハセシモノトイフベシ。加之徳川實記慶長八年三月ノ條ニハ、『是春關西ノ諸大名ハ次第ヲ追テ江戸ヘ參リ大納言殿ニ拜謁ス』トアリ。以テ當時既ニ諸侯ノ參觀セシコトヲ見ルヘク、其後八年五月ニハ毛利輝元、九年五月ニハ松平忠政、六月ニハ福島正則、十月ニハ伊達政宗江戸ニ參觀シタルガ東西ノ諸侯ノ之ニ倣フ者多ク、或ハ幕府ノ心ヲ迎ヘ、或ハ一族子弟ノ間ニ新地ヲ賜ヒシ恩ヲ謝シ、或ハ江戸城ノ修築ソノ他ノ土木工事ニ關スル負擔ヲ命セラレタルカタメ等種々ノ理由ニヨリテ江戸ニ出テ來レリ。即チ未タ參觀交代ニツイテ一定ノ制規ヲ存スルコトナカリシタメ、敢テ之ヲ強制スルコトナク、又滯留交代ノ時期等スヘテ之ヲ諸侯ノ任意ニ委セシモノナレトモ、制度ノ萌芽ハ次第ニ成育セラレツツアリシ也。

慶長十四年十一月二十六日將軍秀忠ノ内諭ニヨリ中國西國北國ノ諸侯ヲシテ此冬十二月悉ク江

5) 日本史料十二ノ一、259頁。徳川實記一、83頁
 6) 徳川實記一、9頁
 7) 徳川實記一、83頁
 8) 一、當代記(史籍雜纂第二所收)81頁參照
 9) 大日本史料十二ノ一、296頁以下、
 10) 徳川實記一、111頁
 11) 大日本史料十二ノ二、288頁

テ次第ニ整備シ、任意制度ヨリ強制制度ニ移リ、漸次ソノ實質ト形態トヲ併セ具フルニ至リシモノニシテ、カノ慶長十四年ノ内命、同二十年ノ規定ノ如キハ本制度ノ内容ヲ確立セルモノトシテハ頗ル不完全ナルカ故ニ、寛永十二年ニ定ムル處ヲ以テ此制度ノ確定スルニ至リシ時ナリトイフハ必スシモ不可ナルニ非ス。然レトモ之ヲ寛永十九年ニ至リテ定ムル所ノモノニ比スレハ尙具ハラサル所少カラサルノミナラス、後代ニ遵據セラレシ所ノモノハ即チ寛永十九年ノ制ナルカ故ニ余ハ參觀交代ノ制度ハ既ニ早ク家康ノトキニソノ萌芽ヲ發シ、慶長元和ヲ經テ次第ニ具ハリ遂ニ寛永十九年ニ至リテ之レガ大成ヲ見ルニ至リシモノナリト言ハント欲ス。

(註) 今享保令典永鑑卷一チ見ルニ、元和三丁巳年六月二十一日ノ武家法度ナルモノアリテ、ソノ内容ハ蓋寛永十二年六月二十一日ニ令スル所ノモノト同一也。然ルニ元和三年ノ武家法度ナルモノハ他ノ諸書ニ所見ナク、且同年同月十二日ニハ將軍秀忠江戸ヲ發シテ上洛ノ途ニツキ、二十一日ニハ懸川中泉間ノ行程ニ在リシ也。²¹⁾是ニ由テ觀レバ右ノ武家法度ハ寛永十二年六月二十一日ノモノヲ誤傳シタルニ非ル乎。記シテ後考ヲ待ツ。

然ラバ寛永十九年ニ定ムル所ノモノハ如何。今ソノ大綱ヲ掲クレハ左ノ如シ。

- 一、外様大名ハ東西兩衆ヲ分チ、毎年四月ヲ以テ兩衆ヲ交代シ在府若クハ在國セシム。
- 一、譜代大名ハ六月ヲ以テ交代スルモノ六十九人、²³⁾八月ヲ以テスルモノ九人トス。²⁴⁾
- 一、譜代大名ノ關八州内ニ在ルモノハ在府在國各半年トシ、八月ヲ以テ交代スルモノ七人、²⁵⁾二月ヲ以テスルモノ七人トス。

一、要害ノ城邑ヲ占ムル諸侯ハ互ニ交替シテ參觀セシム。²⁷⁾
 即チ外様大名ニツイテハ從來ノ如ク四月交代トナシタルモ、譜代大名ニツイテハ關八州内ニ在ル

19) 第四帙、516頁
 20) 享保令典永鑑一、日本古代法典、773頁、徳川禁令考一、93頁
 21) 徳川實記二、377、1097頁。徳川十五代史四、194頁
 22) 徳川實記二、860頁
 23) 徳川實記二、663頁
 24) 26) 徳川實記二、676頁
 25) 28) 徳川實記二、662頁。徳川十五代史四、10頁
 27)

モノト否ラサルモノトヲ區別シ、交代ノ時期及在府ノ期間等ヲ異ニシ又要地居替リ交代ノ制ヲ設ケタリ。コレ等制度ノ内容及之レニ對スル例外ニツイテハ項ヲ改メテ之ヲ説カン。

二、參觀交代制度ノ内容

上述ノ如ク參觀交代制度ハ寛永十九年ニ至リテ大成セシモノナルガ、其後之ニ關スル制規ヲ改メタルコトナキニ非スト雖、享保七年及文久二年ノ變革ヲ除クノ外ハ、未タ重要ナルモノナカリシ也。今參觀交代制度ノ内容ヲ概説センニ、

- (一) 參觀交代スヘキ者ノ範圍。外様タルト譜代タルトヲ論セス、原則トシテスヘテノ諸侯ハ參觀交代スヘキモノ也。タゞ諸大名ノ中、老中、若年寄及ヒ奉行等ノ諸役人、并ニ定府ト稱スルモノハ常ニ江戸ニ住シテ就封セス。水戸家ノ如キモ亦定府ニ屬スルモノニシテ特ニ賜暇アリシ場合ノ外ハ常ニ江戸ニ滞在スルノ義務ヲ有セリ²⁸⁾。武鑑ニハ諸侯定府ノコトヲ明記ス。又雁間詰大名(譜代)ガ半年交替トシテ就封スルニ至リシハ貞享三年二月以降ノコトトス²⁹⁾。諸侯ニ非ル者ニシテ譜代大名ト同シク參觀交代シテ身分格式等何レモ大名ニ准セラレタルモノアリ。交代寄合ト稱スルモノ即チ是レ也。彼等ハ何レモ萬石以下ノ地ヲ領シ、時ヲ定メテ領地ニ交代下向スル者ニシテ、御禮衆^(菅沼氏以下二十家)那須衆^(那須氏以上四家)美濃衆^(高木氏以下三家)信濃衆^(知久氏以下三家)三河衆^(松平氏以下二家)等アリ、尙米良、岩松ノ兩家亦之ニ屬ス³¹⁾。
- (二) 參觀交代スヘキ時期ニツイテハ武鑑ニ之ヲ明記ス、寛永十九年ニ定マレルモノハ既ニ述ヘタルカ如ク、

28) 國史大辭典 1225頁、1768頁
 29) 武鑑ニハ享保武鑑其他、稱カアリ、京都府立圖書館ニハ多數ノ武鑑ヲ收藏ス。
 30) 徳川實記、四、1000頁。沿革史451頁、柳營秘鑑二、官中秘策六、大成武鑑(文政版
 31) 小中村博士、官職制度沿革史451頁、柳營秘鑑二、官中秘策六、大成武鑑(文政版
 八册本)八、上記ノ家數ノ國史大辭典 529-530頁ニ掲ケル所ノモノニヨル、

四月交代……………在府在國一年……………外儀大名

二月交代……………在府府國半年……………譜代大名ノ關八州内ニ在ル者

八月交代……………在府在國半年……………譜代大名一殿

六月交代……………在府在府一年……………譜代大名一殿

ナルガ、コノ時期ニツイテハ其後三至リテヤヤ變更セル所アリシカ如ク官中秘策卷十八『年中諸大名參府御暇ノ事』ニハ右ノ定例ニ該當スル者ノ外、二月參覲シテ一年間在府スルモノアリ、五月參府一年交代ノモノアリ、毎年六月參府ノモノ、十二月參府ノモノアリ、又尾張大納言、紀伊中納言ハ共ニ三月參府翌三月御暇トス。又元文武鑑(三年)寶曆武鑑(十年)寛政武鑑(八年)文化武鑑大成武鑑(政)天保武鑑(版)等ニヨレバ、右ノ定例ニヨルモノ最多シト雖、其他例外ト見ルヘキモノ頗ル多ク、參府歸國ノ時期ヲ異ニシ、在府期間亦必スシモ一ケ年若クハ半年ニ及ハサルモノアリ、一一枚舉スルニ追アラサル也。又前記ノ交代寄合ニアリテハ諸侯ト同シク隔年六月若ハ四月ニ參覲スルモノアリ、又或ハ毎年十二月參覲シテ五月若クハ八月ニ御暇ヲ賜ハルアリ、又美濃衆ノ如キハ隔年四月ニ參覲シ、在府一ケ月ノ後同年五月ニ御暇ヲ賜ハル、或ハ又凡五年ニ一度參覲スルモノモアリタリト云フ。

又特殊ノ事情ニヨリテ時期期間ニツキ特例ヲ設ケタルモノアリ。例ヘハ宗對馬守ニ對シテ三年一度參覲トシ、十一月江戸ニ來リ翌年二月歸國ノ途ニ就キ在府僅カニ四ケ月ニ過キササルハ對馬カ洋中ノ一孤島トシテ參覲ニ不便ナルト、朝鮮及支那ニ對スル防備上緊要ノ地ナルカ爲メニシテ、松島志摩守ガ五年一度ノ參府ノ如キ亦同一ノ趣旨ニヨルヘク、黒田、鍋島両家ガ十一月參府二月

大政武鑑卷八、國史大辭典529頁
寛政武鑑一、144枚、文化武鑑助、大日本歴史集下卷285頁
徳川時代通史249頁、青木武鑑ニハ參府御暇ノ時期々々一、47、59枚、大政武鑑二、
34) 大成武鑑七、151枚、佛ノ武鑑ニハ參府御暇ノ時期々々一、47、59枚、大政武鑑二、
35) 寶曆武鑑一、38枚、寛政武鑑一、45、50枚、文化武鑑一、47、59枚、大政武鑑二、
63、92枚、日本法制史、263頁、大日本歴史集成下、285頁、
36) 寶曆武鑑二、70.85枚、寛政武鑑二、98、120枚、文化武鑑二、104、127枚、大成武
鑑六、88、七、40枚、天保武鑑二、119、139枚
37) 徳川實記三、211頁、徳川十五代史四、201頁

御暇トセルコトモ亦両家が長崎ノ警備ニ任スルカ爲メ也。³⁵⁾ 尙肥前ノ大村、五島両家モ亦十一月參府二月御暇ナリシカ如シ。³⁶⁾ (以上ノ特例ニ就テハ時代ニヨリテ少異アリ)

以上掲クル所ノ參觀交代ノ時期ハソノ原則タルト例外タルトヲ問ハス、何レモ定例トシテ豫メ定メラレタルモノナレドモ、尙コノ外、臨時ノ事變例ヘハ大火地震等ノ天災ニヨリ、若クハソノ他ノ事情ニ基キテ一時參觀交代ノ時期ヲ變更シ、又ハ某年ノ參觀ヲ免除セシコトナキニアラス。ソノ一例ヲ擧クレバ、明曆三年一月ノ大火ノ後、江戸ノ人口ヲ減センカタメニ四月ノ參觀ヲ延ヘテ六月トシ(二月)³⁷⁾ 或ハ松平越後守光長等十七諸侯ニ對シテ同年ノ參觀ヲ免シ(二月)³⁸⁾ 四月暇ヲ繰上ケテ三月トナセシカ如キ、或ハ安永元年三月ノ大火ニ際シ、參府大名ノ江戸ノ邸宅ヲ燒失セシモノヲシテ途中ヨリ其國邑ニ歸ラシメ、安政二月十日諸大名ノ震災ニ罹ルモノニ暇ヲ賜ヒシカ如キコレニシテ、尙宗對馬守ニ對シ延享五年六月『今度朝鮮信使同道候付而來己年參觀被遊御用捨候』ト令セシカ如キ、亦同一ノ臨時的變例ノ中ニ算アルコトヲ得ヘキ也。

(三) 次ニ述フヘキコトハ要地居替リ交代ノコト是レ也。例ヘハ寛永十九年五月九日加賀越前ノ兩國主及其他要害ノ地ニアル諸侯ヲシテ、互ニ交替シテ參觀セシメ、正徳四年四月十二日參遠兩國ノ要地タル吉田ト苜屋、掛川ト濱松ノ兩者ヲシテ各交代シテ參觀セシメシカ如キ即チ是レ也。⁴⁰⁾ 今官中秘策卷十一、柳營秘鑑卷二二等ニ掲クル所ヲ參酌シテ居替交代ノ地方ヲ示サバ左ノ如シ。⁴⁵⁾

- 加 賀 越 前 筑前福岡 肥前佐賀 肥前唐津 同國島原
- 和泉岸和田 攝津尼崎 石見濱田 同國津和野 山城淀 近江膳所

201頁 頁
205頁 頁
四、四、九、
史史史
五代
十五
川川川
十五
德德德
十五
頁 頁
148頁
頁 頁
10頁
161頁
出
263頁
213頁、
220頁、
376頁、
三、七、
三、七、
記記記
實實實
川川川
德德德
實實實
德德德
日本

三河吉田——同國荊屋
 遠江掛川——同國濱松
 伊勢桑名——同國長島
 肥前大村——同國五島
 攝津高槻(後ニハ大和郡山)——丹波龜山
 豐後府内——同國臼杵
 (大村、五島ニ領主交代之地ニ非スト雖、相互ニ隔年參府歸城ス)

三、參觀交代制度附隨事項

(一) 從者ノ制限。諸侯カ參觀ノ途次召シ具シタル從者ノ數ニツイテハ、既ニ早ク慶長二十年及ヒ寛永十二年ノ武家法度ニ於テ之ヲ制限シソノ多キニ過クル可ラサルコトヲ令シタルガ(出前)、而モ行ハレサリシモノノ如ク、其後ノ武家法度ニ於テハ必スコトニ及ヒシノミナラス、別ニ從者減省ノ令ヲ發セシコト亦屢ナリキ、例ヘハ慶安元年四月三日諸大名從者之制ヲ立テ一三萬石ハ騎士五人、四五六萬石ハ同七人、七八九萬石ハ同十人、十萬石以上騎士十五人トシ、諸調度等之レニ準セシメ、ツイデ承應二年二月七日、天和元年三月、元祿十二年閏九月、同十四年四月、同十七年三月等ヲ始メトシテ後年ニ及フ迄甚タ多シ。今參考トシテ正徳二年四月各藩留守居ニ令セシモノヲ掲ケンニ、曰ク、

「諸大名參勤之節召連候人數之事元和元年之御定モ有之候處近年以來召連候江戸詰之人數次第ニ相増主人并諸家中之者不勝手ニ罷成候由被聞召候且又諸國居城居所等留守之人數モ減シ候事旁以不可然被思召候自今以後參勤之節召連候人數分限ニ應シ其心得可有之候。但其員數之事ハ追而可被仰出候事」⁵³⁾

超エテ六月江戸所々御門番人數ヲ定メ之ニ據リテ從者ノ數ヲ減少スル所アラシコトヲ令セリ。⁵³⁾
 蓋大小名在江戶中通常ノ勤務ハ郭門ノ守衛、修繕ノ助役、兩山及各方ノ消防等ニ存セシヲ以テ也
 令ニ曰ク、⁵⁴⁾

46) 德川實記二、915頁
 47) 德川實記三、71頁
 48) 德川實記四、522頁
 49) 德川實記四、522頁
 50) 德川實記四、648頁
 51) 德川實記四、523頁
 52) 德川實記四、523頁
 53) 德川實記五、224頁參照
 54) 德川實記五、229頁

二、今度御本城大手御門始所々御門番所之人數別紙之通御定有之候ニ付御番所相勤候而々參勤之時ハ御番可相勤心得ヲ以家臣召連其餘之人數ハ各其分限ニ隨ヒ可有減少事

一、東叡山層上寺等警固ヲ始、都而何事ニヨラズ參勤之節公役ニ相從ヒ候時之人數積リハ御門番所之人數定ニ准シ宜有斟酌事
一、御本城ヲ始所々火之番衆而被仰付置候而々ハ勿論臨時之火消等被仰付候而々縱ニ二十萬石以上タリトイフトモ騎馬二十騎ニ過ヘカラズ徒侍足輕等ハ是ニ准スヘキ事

右參勤之時々連候家臣之儀大身小身ニヨラス都而御番所人數定ニ相准シ其分限ニ隨ヒ可召連候無用之人數ヲツカフヘカラス且亦此外所領留守之輩等其備忘ルヘカラサル旨被仰出者也

所々御門番人數之覺(大略)

大手御門。(十五萬石以下十萬石以上譜代大名) 給人二十人 侍五人 足輕百人 中間五十人

内櫻田御門。(九萬石以下五萬石以上譜代大名) 給人十人 侍五人 足輕五十人 中間三十人

西丸大手御門。(九萬石以下四萬石以上譜代大名) 人數内櫻田ト同斷

外櫻田御門。(六萬石以下四萬石以上譜代大名) 給人五人 侍三人 足輕三十五人 中間二十人

神田橋御門。(六萬石以下四萬石以上外樣大名) 人數外櫻田ト同斷

和田倉御門。
和藏口御門。 (三萬石以下二萬石以上譜代大名)

給人四人 侍三人 足輕二十七人 中間二十三人

常磐橋御門。(三萬石以下二萬石以上外樣大名)

馬場先御門、竹橋御門、田安御門、一橋御門。(三萬石以下二萬石以上譜代大名) 給人四人 侍二人 足輕二十五人 中間二十人

吳服橋、鍛冶橋、數寄屋橋、日比谷幸橋各御門人數前同斷

(括弧内ニ記セルハ譜御門ヲ守ルヘキ大名ノ格ニシテ正徳三年四月ノ定アリ)⁵⁴⁾

一、參勤之時節費申人數不召連様ニト儀ニ付所々御門番相勤候人數之御書付出候此趣ヲ以交代之節入多不召連様可被相心得

論說

參勤交代制度ノ經濟觀(一)

第三卷 (第六號 八三七)

五七

54) 徳川禁令考四、527頁、(三、27,28,31章)
55) 徳川實記五、311頁。日本法制史、275-278頁

候國持燄火之番被相動候ニモ右心得ヲ以人數之積リ被致多爲不被召連ニ候間此書付之趣ニ准シ參勤之時分召連候人數減少心得可有候』云々

上述セル四月ノ令ニ見ユルカ如ク諸大名カ常ニ從者減少ノ令ヲ守ラス又財政ノ困難ヲ顧ミス國防ヲ忽諸ニ附シツツ尙多數ノ從者ヲ伴ハントセシカ如キハ供人ノ多少ヲ以テ武威ニ關係スル所アリトノ念ニ出ツル也。其後享保三年二月再ヒ從者減少ノコトヲ令シ、六年十月ニハ左ノ如ク直接ニ在江戸人數ヲ限定シタリ。

二十萬石以上 馬上十五騎ヨリ二十騎迄(自身被召) 足輕百二三十人、中間人足二百五十人乃至三百人……十萬石以上
馬上十騎 足輕八十人 中間人足百四十五人——五萬石以上 馬上七騎 足輕六十人 中間人足百人——一萬石以上
馬上三四騎 足輕二十人 中間人足三十人

其後安永四年四月、天明八年七月、安政二年十一月等ニモ同様ノ令達アリシガ、カクノ如ク屢在府人數及道中從者ノ數ヲ制限シタル所以ハ勿論諸侯ノ失費多カリシタメ之ヲ制セントスルニ在リシト雖、尙ソノ外江戸ノ膨脹ハ從テソノ人口殊ニ不生産ノ人口ヲ増加シ、都會的生活ニヨリテ一般ニ奢侈ノ風ヲ長シ、消費多クシテ生産足ラス、物價次第ニ騰貴シ、放蕩座食ノ遊民多クシテ風教ヲ害スルコト亦少カラサルニ至リシカバ人口ヲ減少シテ以テソノ弊ヲ除カントスルノ目的ヲモ有セシモノト見サル可ラス。

(二) 幕府ノ待遇及献上物。徳川幕府ノ初世ニ當リテハ諸侯ノ江戸ニ候スルヤ、幕府ハ其分限ニ應シテ老臣以下ヲ上使トシテ品川千住方面ニ派シテ遠來ノ勞ヲ慰メ、國持大名ノ參府ニハ將軍自ラ鷹野ニ托シテ同一地方ニ出テテ之ヲ迎フルヲ常トシタリシガ、三代將軍ノトキニ及ンデ此ノ例

56) 下、215頁、小林庄次郎幕末史、22頁
57) 史、27頁
58) 時代史、9頁
59) 五代史、199頁
60) 實令、15頁
61) 徳川、15頁
62) 川、15頁
63) 實令、15頁
64) 川、15頁
65) 實令、15頁
66) 川、15頁
67) 實令、15頁
68) 川、15頁
69) 實令、15頁
70) 川、15頁
71) 實令、15頁
72) 川、15頁
73) 實令、15頁
74) 川、15頁
75) 實令、15頁
76) 川、15頁
77) 實令、15頁
78) 川、15頁
79) 實令、15頁
80) 川、15頁
81) 實令、15頁
82) 川、15頁
83) 實令、15頁
84) 川、15頁
85) 實令、15頁
86) 川、15頁
87) 實令、15頁
88) 川、15頁
89) 實令、15頁
90) 川、15頁
91) 實令、15頁
92) 川、15頁
93) 實令、15頁
94) 川、15頁
95) 實令、15頁
96) 川、15頁
97) 實令、15頁
98) 川、15頁
99) 實令、15頁
100) 川、15頁

ヲ廢止シ單ニ使ヲ江戸ノ藩邸ニ遣ハスコトドセリ。即チ三家及國持大名越前家等ニ對シテハ參府御暇共ニ老中ヲ遣ハシ、以下ソノ家格ニ應ジテ奏者番、御使番ヲ以テシ、諸侯ノ重臣及ヒ歸國御禮ノ使者ニ對シテモ一定ノ禮遇アリテ、將軍ニ謁見スルコトヲ許サルルモノアリ、一般ニソノ遇スル所ハ外様ニ重クシテ譜代ニ輕キハ客分ト臣下トノ關係ニ依ル也。⁶³⁾

諸侯ハ參府ノ節ソノ土宜ヲ獻シ、御暇ノ節將軍ヨリ馬匹卷物等ヲ拜領スルヲ常トス。又參府ノ節一定ノ音物ヲ老中ニ贈ルノ例アリ。拜領并獻上物ニツイテハ武鑑ニモ記セル所アリ。コレ等事項ノ詳細ハ下記引用書ニツイテ之ヲ見ルヘシ。⁶⁴⁾

(三) 證人及家眷收容ノ制。參觀交代制度ノ直接ノ目的ガ中央集權ニ存スルコトハ既ニ述ヘタル所ノ如シ。而シテコレト同一ノ目的ヲ有シ、且離ル可ラサル關係ニ立テルモノヲ諸侯證人ノ制、及江戸置邸妻子收容ノ法トス。

慶長四年家康諸將ヲ各々ソノ領國ニ歸ラシメシ時、前田利長、細川忠興兵ヲ集ムトノ流説アリシカバ忠興ハ第三子光千代(利忠)ヲ江戸ニ質タラシメ(五年正月江戶ニ至ル)利長ハソノ母芳春院ヲ江戸ニ居ラシム(五年六月江戶ニ徙ル)コレ證人ノ江戸ニ至リシ始メ也。⁶⁵⁾慶長七年九月ニ至リ伊達政宗ハ長子秀宗ヲ、同九年六月二十日、肥後人吉城主相良長每ハ其母ヲ證人トシテ何レモ江戸ニ之カシム。⁶⁶⁾其後慶長十年ニハ秋月種長、淺野長政、一柳直盛、藤堂高虎等、十一年ニハ有馬豊氏、遠藤慶隆、西尾光教等證人ヲ出シ、爾後諸大名ノ之ニ倣フモノ少カラス。慶長十三年藤堂高虎ハ諸侯ノ家老ノ妻子ヲモ江戸ニ收メテ證人トナスノ要策ナルコトヲ家康ニ勸メ翌十四年自ラソノ家老ノ子四人ヲ江戸ニ質

63) 官中秘策七、柳營秘鑑一、徳川時代史上、370頁、國史大辭典、547頁、日本法制史270頁以下、
64) 徳川禁令考四、531-542頁、日本法制史273頁以下、前掲各武鑑
65) 徳川實記一、66頁、徳川時代通史247頁、御府内備考(大日本地誌大系本)一、9頁
66) 徳川實記一、74頁
67) 日本史料十二ノ三、444、702頁、四、516頁

タラシメシガコレ諸侯ノ家老ガ質ヲ江戸ニ送リシ始メトス⁶⁸⁾ 後、正保四年四月ニ至リ證人ニ關スル制規ヲ定メ、知行高、實子惣領、證人年齢并ニ長子以外ノモノヲ證人トナセシトキハソノ理由ヲ届出テシムルコトトシ、實子證人ノ制ハ嚴ニ行ハルルニ至リシガ、寛文五年七月十三日ニ至リ東照宮五十回忌ヲ期トシテ保科正之ノ議ニヨリ證人ノ制ヲ廢止セリ。⁶⁹⁾

正德四年四月證人ニ關スル令左ノ如シ

『一、知行高之事』

一、實子惣領之事

一、證人歳之事

一、次男ヲ出候時ハ惣領證人ニ不成子細書付可申

一、母ハ子無之子細ヲ書付可申事

一、養子ヲ爲證人出シ實子無之子細ヲ書付可出之、附養子ハ親類歟他人歟或ハ習養子タル歟、其節之假名委細書付可出之事

一、兄弟アラハ證人ハ差次何番目ト書付可申惣領モ證人ニ不成時ハ其子細書付可出之事

一、姉妹ヲ證人ニ差上候ハハ男之兄弟證人ニ不成子細書付可出之事

一、孫ヲ以證人トスル時ハ嫡子之子歟、次男三男之子歟、且外孫ナラハ實父之假名ヲ書付可遺事

一、娘ヲ以證人トセハ實子無之子細ヲ書付可出、娘モ總領歟二番目歟若末之娘ナラハ總領娘之證人ニ不成子細ヲ書付可出之事

『事』云々

ソノ制ノ嚴ナルコト以テ徴スヘシ。

カクノ如ク寛文以前ニ於テハ諸侯ノ證人ヲ江戸ニ留ムルノ制ヲ存セシガ、此等ノ證人ハソノ初メ田安ノ證人屋敷ニ置キタルモ、後之レヲ各藩邸ニ移セリ。幕府ハ外櫻田、霞ケ關大名小路ノ地ヲ相シテ之ヲ東西ノ諸侯ニ與へ、邸第ヲ營ミンソノ妻子ヲ移ラシメシガ、證人ノ制度ヲ廢シタル後

68) 日本史料十二ノ六、199頁、德川時代通史、247頁
 69) 德川禁令考四、474頁以下、憲教類典大名部、德川實記二、869頁
 70) 德川實記三、541、964頁、德川十五代史五、59頁、德川時代史上、469頁、德川時代通史 265頁

ニ於テモ妻子ヲ江戸ニ置クコトハ幕末ニ至ルマデ變スル所ナカリシ也。尤慶長ノ頃江戸ニ留メテ
レタル妻子ノ中ニハ或ハ證人トシテ之ヲ徙シタルモノアリ、然ラサルモノモアリト雖、要スルニ
初メハ諸侯ノ任意ナリシガ、三代將軍以後ニ至リテハ諸大名ヲシテ之ヲ強行セシムルコトトナレ
リ。⁷¹⁾コレヨリ前寛永元年島津家久土井利勝ニ就キテ幕府ニ建議シ諸侯ノ妻子ヲ江戸ニ置クノ必要
ヲ説キシガ先ツ自ラソノ妻子ヲ江戸ニ移セシニ、他ノ大小名ノ之ニ倣フモノ多ク、殊ニ譜代大
名ニツイテハ寛永十一年八月ソノ妻子ヲ皆江戸ニ引移ラシムルニ至リシヨリ、諸侯悉クソノ家眷
ヲ府ニ留ムルコトトナリ、今ヤ諸侯ハ江戸在勤ニ安ンスルノ風ヲ生セリトイフ。⁷²⁾ 梧窓漫筆拾遺ニ
曰ク『諸侯ノ妻子ヲ人質トシテ江戸ニ指シ置ルル故、諸侯モ妻子ヲ棄テ殺ニシテ版逆ヲ企ツル人ハ
ナキ情理ナリ。且ツ妻子江戸ニ在ル故ニ、何モ參府ヲ喜バル』云々ト。⁷³⁾

之ヲ要スルニ諸侯ノ妻子ヲ江戸ニ留ムルコトハソノ實ニ於テ人質ヲ留ムルト甚シキ軒輊ナク、
サキニ證人ノ制度ヲ廢止シタル所以ハ、蓋昇平日久シク且參覲交代ノ制ハ十分ニ諸侯ヲ統御スル
ヲ得タルニヨルト雖、亦妻子收容ノコト存スル以上ハ同一ノ實效ヲ奏スヘキ證人制度ヲ維持スル
ノ必要ナカリシニヨラスンバ非ス、徳川實記ニ曰ク、

『抑コノ證人トイヘルハ戰國ノ時與國交質セシ餘習ニテ、慶長元和撥亂ヨリコノカタ大平殆ト百年ニシテ猶其流風殘リシナリ、ス
ベテコノ御代善政トモ行ハレシ中ニモ殉死ヲ禁シ質人ヲユルサレシトノ二條ハ尤一大美事ト申ヘキモノナリ』ト⁷⁴⁾

是レ證人ノ名ノ減ヒタルコトヲ以テ、ソノ實ノ尙永ク存續セルコトヲ願ミサルモノトイハサル可
カラス。而シテ妻子ヲ解放シテ國ニ就クコトヲ許セシハ、文久二年閏八月ノコトニシテ、⁷⁵⁾コノコ
トハ尙後ニ至リテ説明スル處アルヘシ

71) 上博士、38頁、徳川時代通史、248頁
 72) 徳川實記二、36、351、1096-7頁
 73) 百家說林正編下、1069頁
 74) 百三、541頁、同964頁參照
 75) 徳川禁令一、400頁